

福祉避難所開設から閉鎖までの流れ（協定事業所）

◆福祉避難所とは「要配慮者」を滞在させることを想定した避難所。「要配慮者」とは、災害時において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と、災害対策基本法第8条第2項第15号で定義されています。

◆福祉避難所の対象となる人

原則として、「要配慮者」のうち、介護施設や病院等へ入所等に至らない程度の在宅で療養している人及びその家族、具体的には、高齢者、障がいのある人の他妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人及びその家族となります。

福祉避難所への避難の必要性については、「福津市避難行動要支援者名簿」の作成時や、一般の避難所で行う身体状況の把握時に、個々の状況を踏まえて要配慮者ごとに決定されます。

災害発生

市

指定一般避難所・指定緊急避難場所・指定福祉避難所を開設

市

- ①福祉避難所の開設の必要性がある場合は、協定締結法人に、電話等で施設の被災状況や収容可能人数等の事前確認を行います。
- ②開設可能な場合は、福祉避難所開設要請書（様式2）により要請を行います。
- ③協定締結法人にFAX、メール等でスクリーニングシート（様式1）の表面、避難者カード（様式1-2）を提供します。
- ④福祉避難所に、市から担当職員を派遣します。24時間体制も考慮し、市は担当職員の交代要員を確保します。

【開設の決定】

協定締結
福祉
避難所

- ①福祉避難所利用者について、福祉避難所避難者名簿（様式3）を作成し、避難者の情報を整理します。
※市災害対策本部保健福祉班から提供されたスクリーニングシート（様式1）の表面（裏面は法人で記入）、避難者カード（様式1-2）で代用することができます。
- ②福祉避難所避難状況報告書（様式4）を作成し、原則として1日に1回、市災害対策本部保健福祉班に提出します。

【食事の提供】

協定締結
福祉
避難所

- ①通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗の営業がなされている場合
法人で食料を購入し、食事の提供に要した費用は、市へ請求することができます。食事提供表（様式7）を作成します。
- ②法人による食料の確保が難しい場合
不足する内容及び数量等を取りまとめ、市災害対策本部保健福祉班に、福祉避難所食料、飲料水依頼票（様式5）を提出します。また、福祉避難所食料、飲料水受払簿（様式5-2）で管理をします。

【物資の調達】

協定締結
福祉
避難所

- ①通常のルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合
法人で物資を購入します。物資の調達に要した費用は市へ請求することができます。
- ②物資を購入した場合
その他直接支払表（様式8）に記録し、その他直接支払物資台帳（様式9）を作成し、調達物資を管理します。
- ③法人による物資の調達が難しい場合
不足する内容及び数量等を取りまとめ、市災害対策本部保健福祉班へ福祉避難所、物資、器材依頼票（様式6）を提出します。また、福祉避難所物資、器材受払簿（様式6-2）で管理をします。

【福祉避難所の統廃合及び閉鎖】

協定締結
福祉
避難所

- ①市から福祉避難所の統廃合又は閉鎖の連絡を受けた法人は、福祉避難所の統廃合又は閉鎖を行います。
- ②福祉避難所の統廃合又は閉鎖後、開設・運営に要した経費の精算を行い、様式3から様式10までのうち該当するものを添えて、請求書（様式11）を市に提出します。

福津市役所 福祉課 福祉総務係
0940-43-8188
福津市災害対策本部（防災安全課）
0940-43-8107